

[事案 23-209] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

加入した 3 件の個人年金保険について、募集時に、募集人から実際よりも多い金額の満期時年金原資を明示されて契約締結に至ったものであるとして、契約を無効とし、払い込んだ保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 5 月、同年 8 月、平成 16 年 3 月にそれぞれ加入した一時払の米ドル建て積立利率変動型個人年金保険は、募集人から、各契約の満期時年金原資について実際よりも多い金額となることが募集人の手書きのメモにより明示されて申込みに至ったものであり、これは詐欺または錯誤にもとづいてなされた申込みであるので、それぞれの契約を無効とし、払い込んだ保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

本件各契約の締結の際、募集人は、複数回にわたり申立人宅を訪問して各契約の正確な説明をしており、申立人は契約を理解し、為替リスクがあることも理解して契約の申込みに至ったものである。また、募集人の手書きのメモは、契約締結後数年経過後に作成されたものであることから、申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が契約締結の際、募集人から誤った説明を受けたことによって、本契約が満期時の年金原資が一時払保険料から 3 割増額され、円建ての保険であると誤信したとして、錯誤による無効(民法 95 条)ないし詐欺による取消し(民法 96 条 1 項)を主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書を持ってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1)以下の事実から、本件各契約について、申立人が募集人から 3 割増額する保険である等と説明を受けたこと、申立人がそのような内容の保険であると誤信したこと、申立人が本件各契約を円建ての保険であると誤信したことについては、そのいずれも認めることが困難である。

- ①申立人は本件各契約の申込書に、それぞれ自署・押印しているが、申込書の頭書では積立利率変動型であることや、外国通貨建であることが明記されている。
- ②申立人は本件各契約の申込書中、単位が外国通貨となっている「一時払保険料」の欄にそれぞれ自ら数字を記入していることが認められる。
- ③申立人は本件各契約の申込書において、各申込書裏面の内容についての説明を募集人から受け、その内容を理解したことについての確認の署名をそれぞれしているが、同確認

書には、各契約に係る金銭の授受が外国通貨で行われること、外国為替相場の変動リスクは保険契約者が負うこと等が明記されている。

④本件各契約の申込書には、「ご契約のしおり・約款」の受領印があることが認められるが、各契約の「ご契約のしおり・約款」の重要事項のうち、保険商品の内容を説明する箇所には、外国通貨建ての保険であることもしくは2つの外国通貨建ての部分から構成される保険であること等が明記されている。

(2)なお、申立人は、募集人が満期時年金原資額を記入したメモがあることから、契約締結前に同様の内容の説明が申立人にされたことが推察される旨主張しているが、このメモの作成経緯は定かでないこと、他に契約締結前において募集人からメモの内容と同様の説明がされたことを窺わせる何らの証拠もないこと、同メモにおいても金額が正確に記載されているものではないことから、これは(1)の結論には影響を与えない。

(3)また、仮に本契約の申込みについて、申立人に錯誤があったと認められたとしても、契約当時60歳代であり、会社役員でもあった申立人が、自ら上記(1)記載の内容の申込書に自署・押印していることから、申立人には、錯誤に陥った点について重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から本契約の無効を主張することはできない。

【参考】民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があることです。